

官報

号外 昭和三十七年九月二日

○第四十一回 衆議院會議録 第十二号(その一)

昭和三十七年九月二日(日曜日)

議事日程 第十号

昭和三十七年九月二日

午前十時開議

第一 国民金融公庫法の一部を改正する法律案(第四十回国会、内閣提出)

〔請願日程は本号(その一)末尾に掲載〕

○本日の会議に付した案件

日程第一 国民金融公庫法の一部を改正する法律案(第四十回国会、内閣提出)

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

請願日程 観光事業の振興に関する請願外三百五請願

沖繩船舶の日本国旗掲揚に関する請願外百一請願

内閣委員会外十五常任委員会並びに災害対策特別委員会、公職選挙法改正に関する調査特別委員会、科学技術振興対策特別委員会、石炭対策特別委員会及びオリンピック東京大会準備促進特

別委員会において、各委員会から申出のあつた案件について開会中審査するの件(議長発議)

午後零時二十六分開議

○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

日程第一 国民金融公庫法の一部を改正する法律案(第四十回国会、内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第一、国民金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十七年三月十五日

内閣総理大臣 池田 勇人

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「二百億円」を「二百二十億円」に改める。

附 則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

理由

国民金融公庫の業務の円滑な運営に資するため、その資本金を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長白井莊一君。

〔報告書は本号(その一)末尾に掲載〕

〔白井莊一君登壇〕

○白井莊一君 ただいま議題となりました国民金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

国民金融公庫は、昭和三十七年度において総額千四百四十八億円の貸付を計画いたしておりますが、特に普通貸付及び恩給担保貸付を増額することとして、普通貸付千二百六十億円、恩給担保貸付百五十七億円を予定し、さらに引揚者国債担保貸付、更生資金貸付等に、合計十一億円を予定するほか、その他貸付として、農地被買収者で生業資金の融通を銀行その他一般の金融機関から受けることを困難としている者に対して、二十億円の貸付を行なうことといたしております。

この法律案は、公庫の経営基盤の一その強化に資するため、一般会計から二十億円を出資して、公庫の資本金二百億円を二百二十億円としようとするものでありまして、前国会に提出されたまま継続審査となつて今国会に引き継がれたものであります。本案は、大蔵委員会において慎重に

審議いたしました。本法律案に關して、毛利松平君外二十五名より修正案が提出いたしました。修正の要旨は、政府原案では法律の施行期日が「昭和三十七年四月一日」と規定されておりますので、これを「公布の日」に改めようとするものであります。

本案は、昨九月一日、質疑を終了し、直ちに討論に入りましたところ、武蔵委員は日本社会党及び民主社会党を代表して本案に反対の旨を述べられ、田澤委員は自由民主党を代表して本案に賛成の旨を述べられました。次いで、採決いたしましたところ、本案に対する修正案及び修正部分を除く原案はいずれも起立多数をもって可決となり、よつて、本案は修正議決となりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

国民金融公庫法の一部を改正する法律案に対する修正案 (委員会修正)

国民金融公庫法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則中「昭和三十七年四月一日」を「公布の日」に改める。

○議長(清瀬一郎君) 討論の通告がありますから、順次これを許します。武蔵山治君。

〔武蔵山治君登壇〕

○武蔵山治君 私は、日本社会党を代表し、ただいま上程された国民金融公庫法の一部を改正する法律案に対し、その不当、不公平なる内容を明らかに

し、反対の討論を試みようとするものであります。(拍手)

本法の内容の要旨は、第一に、旧地主すなわち農地買収者に限り、二十億圓を特別ワクとして国民金融公庫に設定し、一般国民大衆に貸し出す資金と区分することであり、第二点は、貸付利率は、一般国民に対する普通貸付においては年九分であるにもかかわらず、旧地主にだけ六分五厘の貸付をするという点であります。何ゆゑに旧地主なるがゆゑにかかる特別優遇措置をとらなければならぬかというところに大きな問題があると私は思うのであります。(拍手)すなわち、政治の姿勢を正す上から、どうしても究明しなければならぬ多くの問題点がひそんでおるから、以下、私は、具体的に三つの、われわれがどうしても賛成のできない理由を申し上げて皆さんの御批判を請ひたいのであります。

その第一は、本法案が提出されるに至った背景が不純であり、時代錯誤であるからであります。(拍手)旧地主は、当初、農地法の改廃、地主救済の国家補償を要求し、各地で運動を続け、保守党と手を結んで無謀な要求を掲げ、さまざまな様態で農村民主化の農地改革の成果を阻害するがごとき動きをして参つたことは何人も知るところであります。この団体を利用して、全国区参議院議員に当選した者もあり、また、ついには地主団体会長告発問題を引き起こすなど、世人の批判を受けてきたことも皆さん御承知の通りであります。とにかく、被買収農地国家補償連合会あるいは全国農地解放者同盟にしても、ことごとく自民党出身の国会議員がその会長の職に当たつて

おつたのであります。そのこと自体はとがめることはできないのであります。だがしかし、すでに昭和二十八年十二月二十三日、最高裁判所は、憲法第二十九条第三項にいう財産権を公共の用に供する場合の正当な補償とは、その当時の経済状態において成立すると考へられる価格に基づいて合理的に算出された相当の額をいうのである云々と述べ、さらに、当時地主としての収益に基づき合理的に算出された報償金を交付されたものであるから、補償が不当であるという理由を認めることはできないと判決を下したのであります。なお、昭和二十九年三月十二日、さらに昭和三十三年三月二十一日の二回にわたり、東京地方裁判所における判決は、買収対価の積極的正当性を判決文に明らかにいたしておるのであります。(拍手)従つて、農地解放者同盟の運動や圧力がいかに不合理なものであるかは明瞭であります。しかるに、これら圧力団体に屈し、政治的配慮と称して特別な恩恵を与えようとするがごときは、立法府の権威にかけてもなすべきでないと思ふのであります。(拍手)選挙に利用する魂胆でかかる法案、予算が提出されるに至つては、正義はまさに地に落ち、政治は利害取引の場に墮するでありましよう。(拍手)かかる不純な圧力に屈する態度は、国民の名において糾弾せざるを得ないというのが第一の点であります。(拍手)

第二の理由は、政府・自民党は、旧地主の一般的情感、経済情勢の変動を考へ、政治的配慮から低利長期、別ワクの融資をするのは妥当であると陳弁これ努めてきたのであります。これで、はたして国民が納得するでありましようか。また、自民党の賛成討論者は、あるいは言うかも知れない、戦地に出征していた地主、母子家庭となつた地主など、同情すべき地主が多いと弁護に努めております。はたしてそれで済むまいか。当時の自作農創設特別措置法は、そのような地主に対しましては特例を規定し、救済方法を明記しておつたのでありますから、これらの家庭に対する救済はすでに済んでおるのであります。従つて、これらを弁護する論拠はまことに薄弱といわなければなりません。しかも、本年五月二十二日、農地買収者問題調査会答申なるものの内容をあらためて見ます。政府のつくつたこの調査会の答申の内容ですら、一、被買収世帯の収入は買収を受け世帯及びその他の一般世帯に比べて必ずしも低くない。二、田畑山林の所有及び経営についても、被買収世帯は買収を受け世帯及びその他の一般世帯に比べると、その面積が比較的に大きいものが多い。三、被買収世帯の世帯員で、市町村長、地方公共団体の議員、教育委員等の公職に、戦前においてつたことのある世帯の比率は、買収を受け世帯及びその他の一般世帯のそれに比べてかなり高いが、戦後においても、その差は必ずしも縮まつてはいない。このように、旧地主の生活状態というものが、社会通念から見ても、具体的な資料に基づいて検討をいたしたとしても、決して他の一般世帯と比較して困窮しておるという事実は明らかになれていないのであります。(拍手)しかも、われわれが大蔵委員会の審議を通じて追及をいたしました結果、現在生業資金を必要とする地主の數、生

活困窮をしておる家族の數、必要資金量等々について具体的な資料を要求したにもかかわらず、これらの具体的な資料を何一つ示すことができないのであります。国民の血税二十億圓を支出するのに、科学的資料を持たず、つかみ銭的に、選挙人気取り的に二十億圓を空前よくばんと出すこの政治の姿勢は、近代政治のあるべき姿でありましようか。まさに民主政治の乱用といわねばなりません。(拍手)

第三の賛成できない理由は、政治は公平でなければなりません。国民は法のもとに平等でなければなりません。しかるに、今回の措置は、従来の国民金融公庫の貸付業務と比較して、あまりにも不平等であり、不公平であります。現在、金融公庫は十種類の貸し出し区分をしており、遺族、恩給、引揚者、更生、災害、母子家庭等が特別扱いのものでございしますが、これらの場合でも、ほとんどは国債を担保として貸し出しを年六分の低利で受けておるのであります。それ以外の普通の零細業者、商業者などは、ことごとく普通貸付の利率、年九分であります。あえて旧地主には六分五厘で貸し出すというに至りましては、これで一体公平な金利の負担と言ふのでありましようか。(拍手)私は、かかる法案の裏には交付公債の発給が予想され、その担保融資に連なる危険があると指摘せざるを得ないのであります。かかる補償的融資がまかり通るといふこの意味で、今後の地主連盟の運動に力を与え、せつかくの戦後の農地改革という民主化の成果を逆転せしめ、時代に逆行するような地主運動の傾向を助長するおそれありと断ぜざるを得ません。(拍手)私ど

も日本社会党が強く警戒をする大きな焦点もこの一つにあるのであります。一般国民大衆は、一年以上事業を営んでいる者のみが国民金融公庫の借り受け資格になつておる。別ワクで、各層別なり業種別な区分があるわけではない。旧地主にのみ特別ワク二十億圓を設定し、利率六分五厘の恩恵を与える根拠、理由、目的が、国民大衆に、はたして納得されるでありましようか。党利党略の目的があると言ふ人があるかも知れない。しかし、党利党略の目的のために国の公金を支出するがごときは、まさに政治を墮断するものであると断じて、私ははばからぬと思ふのであります。(拍手)もし、政府の主張に一步譲つて、その立場の苦しさを理解するといはしめても、敗戦直後、郵便貯金をしたけれども、あるいは簡易生命保険を積み立てたけれども、インフレーションによつて、経済情勢の変化によつて多額の損害を受けた国民大衆、強制疎開で立ちのきをさせられ甚大なる損害をこうむつた国民、戦後の食糧事情で、なおるべき病がなおらずに死んでいった人たちの家族の心情、これらの心情と旧地主の心情と比較した場合に、一体旧地主だけが何ゆゑにかかる特別待遇を受ける理由があるのでありましよう。(拍手)大蔵大臣は、私の再三にわたる質問に対して、旧地主の心情から政治的配慮をする以外になかった、政治的配慮をやつたといふことを、繰り返し答弁をいたしておられます。一体、心情や政治的配慮を唯一の答弁としてきた政府の立場は、大多数の国民大衆に不公平、不平等の結果をもたらそうとし

ておると断ぜられても、弁解の余地があるであらうか。(拍手)

私も日本社会党は、常に清潔な政治を主張し、国民に公平なる政治を主張する立場から、かかる政府の、一部の旧地主団体の圧力に屈服し、政治を不公平、不平等の方向に墮落するがごとき今回の提案に対しては、党をあげて反対せざるを得ません。ここに日本社会党を代表して政府の猛省を促し、本案の廃案を期待して、討論を終わりたいと存じます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 伊藤五郎君。

〔伊藤五郎君登壇〕

○伊藤五郎君 私は、ただいま議題となつております国民金融公庫法の一部を改正する法律案に対して、自由民主党を代表して賛成の意見を表明したいと思ひます。(拍手)

本法律案は、先ほど委員長の報告にもありましたが、国民金融公庫が昭和三十七年度におきまして総額一千四百四十八億円の貸付を計画し、このため必要な資金として、公庫の自己資金を九百六十三億円と見込み、新たに四百八十五億円の政府資金を供給することにしておるのに伴い、公庫の経費基盤の一その強化に資するため、政府資金のうち二十億円を一般会計から出資することとし、これによって公庫の資本金二百億円を二百二十億円とするものであります。

しこうして、農地被買収者に対する問題に關しましては、終戦直後に行なわれた農地改革について、旧地主の方々から数年来種々の要望があり、自由民主党におきましても慎重に検討を続けて参つた問題であります。

さて、旧地主は戦前に日本の経済的

基盤の確保に相当の役割を演じてきたものであります。日本は不幸にして戦争に敗れ、いわゆる農地改革が断行せられたのであります。この農地改革は旧地主にとって青天のへきれきでありました。今さら申すまでもなく、農地こそは旧地主にとって何ものにもかえがたいという財産であつたのであります。しかるに、このように農地は、たまたま出征して外地におつたり、あるいは隣接の村に小学校教員として勤務しておつた等のため、不在地主として反当たり最低三百八円、最高九百九十円をもつて強制的に買収せられたのであります。当時の米一升の相場は百七十円でありましたから、大体米三、四升ぐらゐで一反歩の農地が買収されたのであります。それも一時払いで支払つてくれるならばまだしも、それが長期にわたる年賦で支払われたのであります。その間、経済事情が変動し、インフレは高進し、その代金の支払いを受けた当時は、貨幣価値は下落し、ほとんど役に立たなかつたのであります。いわばこれらの農地は、結果において紙くす同様の値段をもつて買収せられたのであります。しかも、これら農地改革の対象となつたものは、驚くべきことに、その八二%は地主といふにはあまりにも小規模な一ヘクタール未満の小地主をもつて占められておつたのであります。これらの土地を買収された小地主は、戦後の急激なインフレのため生活の困窮を來たし、せつかくその子弟を高校や大学に進学させておきながら、これを中途にして退学をさせなければならなくなつたり、病氣になつても医者にかかることさえできなくなり、ついには発狂する者や自殺をする者までが出てきたのであります。

よつて、これらの点を考え、政治的配慮のもとに、前国会において本法律案が提出せられましたことは、まことに時宜を得たる、適當なる措置と私は思ふのであります。(拍手)しかるに、当時、政府において農地被買収者問題調査会に諮問中でありましたため、継続審査となつて本国会に引き継がれたわけでありました。しこうして、農地被買収者問題調査会の答申も五月二十二日提出せられ、その結論とすると、一、農地改革により農地を買収された者であつて、現状において生活上または生業上困難な状況にある者に対し、生業資金の貸付を行ふこと、二、その子弟を進学させるのに困難な状況にある者に対し、育英その他の制度の運用において配慮を加ふる等必要な措置をとることが適當である、ということであつたのであります。(拍手)すなわち、この調査会の答申の趣旨もたゞいま提出されておる法律案の趣旨と完全に一致いたしておるものであります。終戦直後の混乱期には幾多の行き過ぎもあり、まことに氣の毒な状態に迫りやられた人々に対して、思いやりのあるあたたかい配慮をすることは、適切、妥當な措置であることは確信をいたします。(拍手)

以上申し上げた理由によりまして、私は、本法律案に対し、自由民主党を代表いたしまして賛成の意見を表明して討論を終わる次第でございます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。

本案の委員長の報告は修正でありました。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り決しました。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○草野一郎平君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、議院運営委員長提出、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 草野一郎平君の動議に御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

右の議案を提出する。

昭和三十七年九月二日

提出者 議院運営 佐々木秀世 委員長

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「普通退職年金の支給」を「普通退職年金の全額の支給」に、「満五十五歳」を「満五十歳」に改め、同條第三項中「満五十五歳」を「満五十歳」に改める。

第六條第一項に次のただし書を加える。

ただし、その権利を国民金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

第十五條第一項を次のように改める。

普通退職年金は、これを受ける者が年齢満五十歳に達する月まではその全額、満五十歳に達した月の翌月から満五十五歳に達する月まではその十分の三に相當する金額の支給を停止する。

第十六條第一項中「五十万円」を「五十五万円」に、「八十六万円」を「九十一万円」に、「九十六万円」を「百一十万円」に、「百十六万円」を「百二十一万円」に、「百五十五万円」を「百五十五万円」に改める。

第二十三條中「百分の三」を「百分の四」に改め、同條に次の一項を加える。

2 前項の規定により納付すべき金額については、互助年金の支給の実績及び将来の給付に要する費用の予想額に照らし、収支の均衡を保つことができるよう、必要に応じて、検討されるべきものとする。

附則第二項中「衆議院議員として在職期間」の下に「昭和十八年法律第九十八號第二項に規定する召集中であることにより衆議院議員の職

中であることにより衆議院議員の職

中であることにより衆議院議員の職

二九六

同（川上實一君紹介）（第三四号）
同（志賀義雄君紹介）（第三五号）
同（谷口善太郎君紹介）（第三二六号）
同（川上實一君紹介）（第三四七号）
同（志賀義雄君紹介）（第三四八号）

昭和三十七年九月二日 衆議院會議録第十二号(その一) 各委員会における閉会中審査の件

二九八

(昭和君外八名提出、第三十九回国会衆議院第三号) 二、裁判所の司法行政に関する件 三、法務行政及び検察行政に関する件 四、国内治安及び人権擁護に関する件 外務委員会 一、国際情勢に関する件 大蔵委員会 一、国民金融公庫の農地被買収者等に対する貸付けに関する臨時特例法案(網島正興君外六十名提出、第四十回国会衆議院第三十三号)	三、港湾労働者の雇用安定に関する法律案(五島虎雄君外十二名提出、第四十回国会衆議院第二十二号) 四、厚生関係及び労働関係の基本施策に関する件 五、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件 六、労務関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件 農林水産委員会 一、沿岸漁業等振興法案(内閣提出、第四十回国会衆議院第一四四号) 二、沿岸漁業振興法案(角屋堅次郎君外十二名提出、第三十九回国会衆議院第一四号) 三、水産物の価格の安定等に関する法律案(角屋堅次郎君外十二名提出、第三十九回国会衆議院第一五号) 四、水産業改良助長法案(角屋堅次郎君外十二名提出、第三十九回国会衆議院第一六号) 五、南九州防災復興振興法案(川村義義君外二十一名提出、第四十回国会衆議院第二二二号) 六、南九州防災復興振興法案(川村義義君外二十一名提出、第四十回国会衆議院第二二三号) 七、土地改良区の財政の再建に関する特別措置法案(石田有全君外十四名提出、第四十回国会衆議院第五号) 八、漁業基本法案(角屋堅次郎君外十一名提出、第四十回国会衆議院第三六号)	九、農薬取締法の一部を改正する法律案(井手以誠君外四十九名提出、衆議院第六号) 一〇、農林水産物の振興に関する件 一、農林水産物に関する件 二、農林水産物団体に係る件 三、農林水産金融に関する件 四、農林水産物価格の安定臨時措置法案(多賀谷真穂君外二十四名提出、第三十九回国会衆議院第三十一号) 二、金属鉱物資源開発助成法案(多賀谷真穂君外二十四名提出、第三十九回国会衆議院第三十二号) 三、有明海開発促進法案(井手以誠君外二十一名提出、第四十回国会衆議院第四四号) 四、中小企業基本法案(松平忠久君外二十六名提出、第四十回国会衆議院第一四四号) 五、中小企業組織法案(松平忠久君外二十六名提出、第四十回国会衆議院第二五五号) 六、中小企業基本法案(宮澤胤男君外二百三十五名提出、第四十回国会衆議院第四二二号) 七、通商産業の基本施策に関する件 八、経済総合計画に関する件 九、公益事業に関する件 一〇、鉱工業に関する件 一一、商業に関する件 一二、通商に関する件 一三、中小企業に関する件 一四、特許に関する件	一五、私的独占の禁止及び公正取引に関する件 一六、鉱業と一般公益との調整等に関する件 運輸委員会 一、鉄道軌道等の事業における公共負担の国庫負担等に関する法律案(久保三郎君外九名提出、第四十回国会衆議院第二二二号) 二、陸運に関する件 三、海運に関する件 四、航空に関する件 五、日本国有鉄道の経営に関する件 六、港湾に関する件 七、海上保安に関する件 八、観光に関する件 九、気象に関する件 通信委員会 一、郵政事業に関する件 二、郵政監察に関する件 三、電気通信に関する件 四、電波監視及び放送に関する件 建設委員会 一、街燈整備促進法案(川村義義君外十七名提出、第三十九回国会衆議院第一一七号) 二、地すべり等防止法の一部を改正する法律案(井手以誠君外四十九名提出、衆議院第九号) 三、国土計画に関する件 四、地方計画に関する件 五、都市計画に関する件 六、河川に関する件 七、道路に関する件 八、住宅に関する件 九、建築に関する件	一〇、建設行政の基本施策に関する件 予算委員会 一、予算の実施状況に関する件 二、予算委員会運営の改善に関する件 決算委員会 一、昭和三十五年度一般会計歳入歳出決算 昭和三十五年度特別会計歳入歳出決算 昭和三十五年度国庫収納金整理資金受払計算書 昭和三十五年度政府関係機関決算書 二、昭和三十五年度国有財産増減及び現在額総計算書 三、昭和三十五年度国有財産無償貸付状況総計算書 四、昭和三十五年度物品増減及び現在額総計算書 五、歳入歳出の実況に関する件 六、国有財産の増減及び現況に関する件 七、政府関係機関の経理に関する件 八、公団等国有資本金の二分の一以上を出資している法人の会計に関する件 九、国又は公社が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件 一〇、国会の決算審査に関する件 議院運営委員会 一、国会法等改正に関する件 二、議長よりの諮問事項
--	--	---	--	--

三、その他議院運営委員会の所管に属する事項
懲罰委員会
懲罰制度に関する件
災害対策特別委員会

一、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(角屋堅次郎君外四十九名提出、衆法第四号)
二、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(角屋堅次郎君外四十九名提出、衆法第五号)

三、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案(岡本隆一君外四十九名提出、衆法第七号)
四、昭和三十一年七月及び八月の風水害による被災者の援護に関する特別措置法案(中村重光君外四十九名提出、衆法第八号)

五、災害対策に関する件
公職選挙法改正に関する調査特別委員会
一、公職選挙法改正に関する件
科学技術振興対策特別委員会

一、科学技術振興対策に関する件
石炭対策特別委員会
一、鉱山保安法の一部を改正する法律案(井手以誠君外四十九名提出、衆法第三号)

二、ばた山崩壊防止法案(井手以誠君外四十九名提出、衆法第一〇号)
三、石炭対策に関する件

昭和三十一年九月二日 衆議院会議録第十二号(その一) 会期終了の議長のあいさつ

オリンピック東京大会準備促進特別委員会
一、オリンピック東京大会準備促進に関する件

議長(清瀬一郎君) 各委員会において、申し出の通り閉会中審査するに御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

議長(清瀬一郎君) この際、暫時休憩いたします。
午後零時五十六分休憩
午後一時五十分再開

「休憩後は会議を開くに至らなかった」
「会期終了の議長のあいさつを参考のため掲載する」
諸君、第四十一回国会は、本日もつて終了いたします。

今国会は、きびしい暑さにもかかわらず、諸君が三十日間始終熱心に諸案件の審議に当たられた結果、よく所期の目的が達成されました。ことに諸君の御協力によりきわめて円満に議事を進めることができましたことは、まことに喜びにたえません。諸君連日の御労苦に対して深く感謝の意を表する次第であります。

諸君におかれましては、御自愛の上、国家のため今後一そりの御活躍をされるよう切望してやみません。

出席国務大臣

大蔵大臣 田中 角榮君
農林大臣 重政 誠之君

請願日程

(内閣委員会)

- 一 観光事業の振興に関する請願(井出太郎君紹介)(第五号)
 - 二 同(唐澤俊樹君紹介)(第六四号)
 - 三 同(中島巖君紹介)(第六五号)
 - 四 同(下平正一君紹介)(第一二五号)
 - 五 同(羽田武副郎君紹介)(第一二六号)
 - 六 同(松平忠久君紹介)(第一九一号)
 - 七 同(増田甲子七君紹介)(第二九九号)
 - 八 奄美大島行政分離期間中の学校教員恩給動続加給復活に関する請願(保岡武久君紹介)(第五二八号)
 - 九 観光事業の振興に関する請願(原茂君紹介)(第五五一号)
 - 一〇 水戸対地射撃場返還に関する請願(塚原俊郎君紹介)(第九二三号)
- (大蔵委員会)
- 一 淡路島にいざなぎ銀行設立に関する請願(首藤新八君紹介)(第二二二号)
 - 二 会計年度の暦年制採用に関する請願(伊藤郷一君紹介)(第二八七号)
 - 三 指宿塩業組合整備に関する請願(上林山榮吉君紹介)(第三四三三号)

四 会計年度の暦年制採用に関する請願(柳谷清三郎君紹介)(第四〇七号)

- 五 北海道東北開発公庫資金の増額等に関する請願(柳谷清三郎君紹介)(第四二二二号)
- 六 旧令による共済組合等からの年金制度に関する請願(山花秀雄君紹介)(第五二九号)
- 七 同(中曾根康弘君紹介)(第六九七号)
- 八 同(福田進夫君紹介)(第六九八号)
- 九 営業用複写機の耐用年数短縮に関する請願外一件(横山利秋君紹介)(第六九九号)
- 一〇 医療法人の課税は正に関する請願(毛利松平君紹介)(第八六二二号)
- 一一 公共企業体職員等共済組合法の一部改正に関する請願(広瀬秀吉君紹介)(第九四五号)
- 一二 同(松永東君紹介)(第九四六号)
- 一三 同(松山千恵子君紹介)(第九四七号)
- 一四 同(久保三郎君紹介)(第九七六号)
- 一五 同(兒玉末男君紹介)(第九七七号)
- 一六 同(橋本次郎君紹介)(第九七八号)
- 一七 同(下平正一君紹介)(第九七九号)
- 一八 同(山内広君紹介)(第九八〇号)
- 一九 同(横山利秋君紹介)(第九八一号)

二〇 同(吉村吉雄君紹介)(第九八二二号)

- 二一 営業用複写機の耐用年数短縮に関する請願外四十件(横山利秋君紹介)(第九四八号)
- (社会労働委員会)
- 一 失業対策事業打ち切り反対等に関する請願外二件(石橋政嗣君紹介)(第二二二号)
 - 二 同(川上實一君紹介)(第二三三三号)
 - 三 同外二件(小林ちづ君紹介)(第一四四号)
 - 四 同外四件(志賀義雄君紹介)(第一五五号)
 - 五 同外三件(多賀谷貞徳君紹介)(第一六六号)
 - 六 同外一件(谷口善太郎君紹介)(第一七七号)
 - 七 同(川上實一君紹介)(第四三三三号)
 - 八 同(志賀義雄君紹介)(第四四四四号)
 - 九 同外三件(谷口善太郎君紹介)(第四五五五号)
 - 一〇 同(川上實一君紹介)(第八六六六号)
 - 一一 同外三件(志賀義雄君紹介)(第八七七七号)
 - 一二 同(谷口善太郎君紹介)(第八八八八号)
 - 一三 同(川上實一君紹介)(第一四四四四号)
 - 一四 同(谷口善太郎君紹介)(第一四五五五号)
 - 一五 同(川上實一君紹介)(第一四六六六号)
 - 一六 同(川上實一君紹介)(第一四七七七号)

昭和三十一年九月二日 衆議院會議録第十二号(その一) 請願日程

- 一六 戦没者の妻等に特別加給金支給に関する請願(相川勝六君外三名紹介)(第二二二号)
- 一七 同(井出一太郎君紹介)(第二二三号)
- 一八 同(小川半次君紹介)(第二四号)
- 一九 同(加藤常太郎君紹介)(第二五号)
- 二〇 同(金子一平君紹介)(第二六号)
- 二一 同(木村俊夫君外一名紹介)(第二七号)
- 二二 同(草野一郎平君紹介)(第二八号)
- 二三 同(正示啓次郎君紹介)(第二九号)
- 二四 同(田口長治郎君紹介)(第三〇号)
- 二五 同外一件(田中伊三次君紹介)(第三一号)
- 二六 同(内藤隆君紹介)(第三二号)
- 二七 同(野田卯一君外一名紹介)(第三三号)
- 二八 同(八田貞義君紹介)(第三四号)
- 二九 同(早川崇君紹介)(第三五号)
- 三〇 同(原田憲君外一名紹介)(第三六号)
- 三一 同(藤本捨助君紹介)(第三七号)
- 三二 同(船田中君紹介)(第三八号)
- 三三 同(坊秀男君紹介)(第三九号)
- 三四 同(山口喜久一郎君紹介)(第四〇号)
- 三五 同(山本猛夫君紹介)(第四一号)
- 三六 同外九件(日井莊一君紹介)(第八九号)
- 三七 同外十六件(逢澤寛君紹介)(第一四二二号)
- 三八 同(牧野寛索君紹介)(第一四三三三三)
- 三九 同外六件(八木徹雄君紹介)(第一四四四四四)
- 四〇 引揚医師特例受験資格に関する請願(井村重雄君紹介)(第七八号)
- 四一 同(永井勝次郎君紹介)(第七九号)
- 四二 同(八田貞義君紹介)(第八〇号)
- 四三 同(早川崇君紹介)(第八一号)
- 四四 同(福田起夫君紹介)(第八二二二)
- 四五 同(齋藤邦吉君紹介)(第八七六六)
- 四六 戦争犯罪関係者の補償に関する請願(中村三之丞君紹介)(第八三三三)
- 四七 同(保利茂君紹介)(第八四四四)
- 四八 老人福祉法の制定に関する請願外一件(松野頼三君紹介)(第八五五五)
- 四九 同外一件(小泉純也君紹介)(第一四七七)
- 五〇 同外十一件(田川誠一君紹介)(第一四八八)
- 五一 同外三件(原茂君紹介)(第一四九九)
- 五二 公衆浴場法の一部改正に関する請願(坂田英一君紹介)(第一五〇〇)
- 五三 療術の制度化に関する請願(島上善五郎君紹介)(第一五一五五)
- 五四 じん肺法及び関連法の改正に関する請願(赤松勇君紹介)(第一七三三)
- 五五 業務外せき損傷患者の医療費全額国庫負担等に関する請願(猪俣浩三君紹介)(第一七四四)
- 五六 戦争犯罪関係者の補償に関する請願(大久保武雄君紹介)(第二一〇〇)
- 五七 同外一件(簡牛九夫君紹介)(第二八九九)
- 五八 戦没者の妻等に特別加給金支給に関する請願(佐々木義武君紹介)(第二一一一)
- 五九 同(岡田修一君紹介)(第三三三三)
- 六〇 失業対策事業の打切り反対及び雇用安定等に関する請願外五件(兒玉末男君紹介)(第二一三三)
- 六一 同外二件(田口誠治君紹介)(第二二四四)
- 六二 同外六件(橋崎弥之助君紹介)(第二二五五)
- 六三 同外七件(堀昌雄君紹介)(第二二六六)
- 六四 同外四件(村山喜一君紹介)(第二二七七)
- 六五 同外四件(八木一男君紹介)(第二二八八)
- 六六 同外六件(大原亨君紹介)(第三三八八)
- 六七 同外一件(五島虎雄君紹介)(第三三九九)
- 六八 同外四件(島本虎三君紹介)(第三四〇〇)
- 六九 同外八件(田邊誠君紹介)(第三四一一)
- 七〇 同外八件(小林進君紹介)(第三四二二)
- 七一 同外五件(吉村吉雄君紹介)(第三四三三)
- 七二 同外六件(多賀谷真稔君紹介)(第三四四四)
- 七三 同外二件(五島虎雄君紹介)(第三四五五)
- 七四 同外一件(島本虎三君紹介)(第三四六六)
- 七五 老人福祉法の制定に関する請願(松本一郎君紹介)(第三四七七)
- 七六 引揚医師特例受験資格に関する請願(伊藤宗一郎君紹介)(第三四五五)
- 七七 同(倉石忠雄君紹介)(第二五五五)
- 七八 同(五島虎雄君紹介)(第二五五五)
- 七九 同(佐伯宗義君紹介)(第二五五五)
- 八〇 同(橋樑渡君紹介)(第二五五五)
- 八一 同(藤本捨助君紹介)(第二五五五)
- 八二 同(松山千恵子君紹介)(第二五五五)
- 八三 同(吉村吉雄君紹介)(第二五五五)
- 八四 同(渡邊良夫君紹介)(第二五五五)
- 八五 同(島本虎三君紹介)(第三二二二)
- 八六 公衆浴場法の一部改正に関する請願(田中龍夫君紹介)(第二九〇〇)
- 八七 同(前田義雄君紹介)(第二九一一)
- 八八 同(坊秀男君紹介)(第三四四四)
- 八九 同(増田甲子七君紹介)(第三四二二)
- 九〇 神戸市弁天浜地区に港湾労働者福祉センター建設に関する請願外六件(五島虎雄君紹介)(第三二八八)
- 九一 労働者災害補償保険法及びじん肺法の一部改正に関する請願(島本虎三君紹介)(第三二二二)
- 九二 医療保障制度の一元化等に関する請願(江崎真澄君紹介)(第三五八八)
- 九三 清掃事業施設の用地費国庫補助等に関する請願(江崎真澄君紹介)(第三五九九)
- 九四 国民年金の事務費増額に関する請願(江崎真澄君紹介)(第三六〇〇)
- 九五 戦没者の妻等に特別加給金支給に関する請願(加藤高蔵君紹介)(第三六七七)
- 九六 同(國谷勝利君紹介)(第三九〇〇)
- 九七 老人福祉法の制定に関する請願外十一件(中澤茂二君紹介)(第三六八八)
- 九八 同外六十件(小川平二君紹介)(第三八八八)

- 九 同 (古井喜實君紹介) (第四七六号)
- 一〇 農山漁村の幼児保育に関する請願 (志賀健次郎君外五名紹介) (第三三九号)
- 一一 同 (八田貞義君外六名紹介) (第三七〇号)
- 一二 同 (保科善四郎君外三名紹介) (第三七一号)
- 一三 同 (松澤雄蔵君外三名紹介) (第三七二号)
- 一四 同 (柳谷清三郎君外二名紹介) (第三七三号)
- 一五 老人福祉法の早期制定等に関する請願 (有田喜一君紹介) (第三八七号)
- 一六 戦傷病者のための単独法制定に関する請願 (小川半次君紹介) (第三八九号)
- 一七 同 (羽田武嗣郎君紹介) (第四七五号)
- 一八 戦争犯罪関係者の補償に関する請願 (瀬戸山三男君紹介) (第四〇四号)
- 一九 同 (田中龍夫君紹介) (第四四二号)
- 二〇 公衆浴場法の一部改正に関する請願 (小笠公昭君紹介) (第四〇五号)
- 二一 同外一件 (唐澤俊樹君紹介) (第四四三号)
- 二二 引揚医師特例受験資格に関する請願 (柳谷清三郎君紹介) (第四〇九号)
- 二三 国民健康保険直営診療施設運営費補助の増額に関する請願 (柳谷清三郎君紹介) (第四一〇号)
- 二四 北海道、東北地方に精神病後保護施設設置に関する請願 (柳谷清三郎君紹介) (第四一一号)
- 二五 成人病対策の強化に関する請願 (柳谷清三郎君紹介) (第四一二号)
- 二六 失業対策事業の切り反り及び雇用安定等に関する請願 (井堀繁男君紹介) (第四六三三号)
- 二七 同 (伊藤卯四郎君紹介) (第四六四号)
- 二八 同 (稻富稔人君紹介) (第四六五号)
- 二九 同 (受田新吉君紹介) (第四六六号)
- 三〇 同外一件 (春日一幸君紹介) (第四六七号)
- 三一 同 (佐々木良作君紹介) (第四六八号)
- 三二 同外一件 (鈴木義男君紹介) (第四六九号)
- 三三 同 (田中幾三郎君紹介) (第四七〇号)
- 三四 同 (玉置一徳君紹介) (第四七二号)
- 三五 同 (西村榮一君紹介) (第四七三三号)
- 三六 同 (本島百合子君紹介) (第四七四号)
- 三七 公衆浴場法の一部改正に関する請願 (阿部五郎君紹介) (第五三四号)
- 三八 戦没者の妻等に特別加給金支給に関する請願 (前田正男君紹介) (第五三九号)
- 三九 同 (田中龍夫君紹介) (第五四〇号)
- 四〇 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願 (山崎始男君紹介) (第五四一四号)
- 四一 失業対策事業の切り反り及び雇用安定等に関する請願 (内海清君紹介) (第六三〇号)
- 四二 同外一件 (岡司亮君紹介) (第六三二二号)
- 四三 戦傷病者のための単独法制定に関する請願 (永山忠則君紹介) (第六三三三三号)
- 四四 薬種商の取扱医薬品に関する厚生省令撤廃の請願外一件 (宇野宗佑君紹介) (第七〇〇号)
- 四五 戦争犯罪関係者の補償に関する請願外一件 (保利茂君紹介) (第七〇七号)
- 四六 戦没者の妻に特別給付金支給に関する請願 (足鹿覺君紹介) (第七七八号)
- 四七 同外一件 (池田清志君紹介) (第七八八六号)
- 四八 戦没者の妻等に特別加給金支給に関する請願 (小沢辰男君紹介) (第七七九号)
- 四九 同外一件 (加藤謙五郎君紹介) (第九五八号)
- 五〇 引揚医師特例受験資格に関する請願 (小沢辰男君紹介) (第七八〇号)
- 五一 同 (池田清志君紹介) (第八八五号)
- 五二 同 (安藤覺君紹介) (第九五五号)
- 五三 薬種商の取扱医薬品に関する厚生省令撤廃の請願 (草野一郎平君紹介) (第七八一四号)
- 五四 同 (矢尾喜三郎君紹介) (第七八二二号)
- 四五 同外一件 (宇野宗佑君紹介) (第八八八号)
- 四六 同 (永田亮一君紹介) (第八八九号)
- 四七 同 (濱地文平君紹介) (第八九〇号)
- 四八 同 (小枝一雄君紹介) (第九五三三三号)
- 四九 同 (安藤覺君紹介) (第九五四号)
- 五〇 老人福祉法の制定に関する請願外三十三件 (宮澤胤男君紹介) (第七八三三三三号)
- 五一 神戸市弁天浜地区に港湾労働者福祉センター建設に関する請願外三件 (首藤新八君紹介) (第八六一号)
- 五二 保育所職員の処遇改善等に関する請願 (池田清志君紹介) (第八八二二二二号)
- 五三 非行児対策の強化に関する請願 (池田清志君紹介) (第八八三三三三号)
- 五四 離島及び無医村の医療対策に関する請願 (池田清志君紹介) (第八八四四四四号)
- 五五 低所得階層対策の充実等に関する請願 (志賀義雄君紹介) (第九〇八八号)
- 五六 同 (川上貢一君紹介) (第九〇九号)
- 五七 民間社会福祉施設従事者の処遇改善に関する請願 (谷口善太郎君紹介) (第九一〇号)
- 五八 準軍属遺族の処遇改善に関する請願 (田中龍夫君紹介) (第九五一号)
- 五九 戦傷病者のための単独法制定に関する請願 (鈴木正吾君紹介) (第九五六号)
- 六〇 同 (加藤謙五郎君紹介) (第九五七号)
- 六一 公衆浴場法の一部改正に関する請願 (田中龍之進君紹介) (第九五九号)
- 六二 戦争犯罪関係者の補償に関する請願 (鶴林三喜男君紹介) (第九六〇号)
- 六三 同 (簡牛九夫君紹介) (第九八六号)
- 六四 母子福祉に関する請願 (赤城宗徳君紹介) (第九八五五五五号)
- (運輸委員会)
- 一 信越線御代田駅における折返し線廃止に関する請願 (井出一太郎君紹介) (第六六号)
- 二 同 (唐澤俊樹君紹介) (第六六六号)
- 三 同 (中島巖君紹介) (第六六七七号)
- 四 同 (下平正一君紹介) (第二二八号)
- 五 同 (羽田武嗣郎君紹介) (第一二二八号)
- 六 同 (松平忠久君紹介) (第一九二二二二号)
- 七 長野市に電動車基地新設に関する請願 (井出一太郎君紹介) (第七七号)
- 八 同 (唐澤俊樹君紹介) (第六八八八号)
- 九 同 (中島巖君紹介) (第六九九九号)
- 一〇 同 (下平正一君紹介) (第一二九九号)

昭和三十七年九月二日 衆議院会議録第十二号(その一) 請願日程

昭和三十三年九月二日 衆議院會議録第十二号(その一) 請願日程

- 一一同(羽田武嗣郎君紹介)(第一三〇号)
 一二同(松平忠久君紹介)(第一九三号)
 一三 国鉄調査線南勝線の早期敷設に関する請願(足鹿覺君紹介)(第一八四号)
 一四 山陰線米子、出雲市両駅間の複線化に関する請願(足鹿覺君紹介)(第一八五号)
 一五 山陰線大山口駅に急行及び準急列車停車に関する請願(足鹿覺君紹介)(第一八六号)
 一六 十勝岳における火山観測体制に関する請願(安井吉典君紹介)(第二二四号)
 一七 同(本名武君紹介)(第三三八号)
 一八 踏切道改善に関する請願(谷口善太郎君紹介)(第二四七号)
 一九 同(川上實一君紹介)(第二八二号)
 二〇 同(川上實一君紹介)(第三二七号)
 二一 磐越西線の電化及び電車化に関する請願(八田貞義君紹介)(第一五三三号)
 二二 信越線御代田駅における折返し線廃止に関する請願(増田甲子七君紹介)(第三〇〇号)
 二三 長野市に電動車基地新設に関する請願(増田甲子七君紹介)(第三〇一号)
 二四 東北本線の複線化及び電化の早期実現に関する請願(柳谷清三郎君紹介)(第四二二号)
- 二五 奥羽本線の勾配改良及び複線化等に関する請願(柳谷清三郎君紹介)(第四二三号)
 二六 青函隧道の早期建設に関する請願(柳谷清三郎君紹介)(第四二四号)
 二七 首都の交通緩和及び防火のため国鉄武蔵野線敷設等に関する請願(花村四郎君紹介)(第四四七号)
 二八 老人の国鉄運賃割引に関する請願(古井喜實君紹介)(第四七七号)
 二九 信越線御代田駅における折返し線廃止に関する請願(原茂君紹介)(第五五二号)
 三〇 長野市に電動車基地新設に関する請願(原茂君紹介)(第五五三号)
 三一 崎津漁港に灯台設置に関する請願(足鹿覺君紹介)(第七八八号)
 三二 菱刈駅の貨物取扱い存続に関する請願(池田清志君紹介)(第八八九号)
 三三 薩摩水野駅の貨物取扱い存続に関する請願(池田清志君紹介)(第八九〇号)
 三四 踏切道改善に関する請願(川上實一君紹介)(第九二〇号)
 三五 同(志賀義雄君紹介)(第九二二号)
 三六 同(谷口善太郎君紹介)(第九二三号)
- (通信委員会)
 一 簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用範囲拡大等に関する請願(高田富與君紹介)(第一一八号)
- 二 同(岡田春夫君紹介)(第四九二号)
 三 有線放送電話関係法の改正及び財政措置に関する請願(上村千一郎君紹介)(第五〇号)
 四 同(坂谷忠男君外四名紹介)(第五一〇号)
 五 同外一件(権熊三郎君紹介)(第五二〇号)
 六 同(濱田幸雄君外四名紹介)(第五三〇号)
 七 同(濱田正信君外四名紹介)(第五四〇号)
 八 同外十五件(吉田茂君外四名紹介)(第五五〇号)
 九 同外三件(足立篤郎君紹介)(第五九〇号)
 一〇 同(井原岸高君紹介)(第一〇〇〇号)
 一一 同(井原岸高君外二名紹介)(第一〇一〇号)
 一二 同外四件(今松治郎君紹介)(第一〇二〇号)
 一三 同(遠藤三郎君紹介)(第一〇三〇号)
 一四 同(岡田修一君紹介)(第一〇四〇号)
 一五 同外一件(菅太郎君紹介)(第一〇五〇号)
 一六 同(久保田豊君紹介)(第一〇六〇号)
 一七 同(権熊三郎君紹介)(第一〇七〇号)
 一八 同外三件(關谷勝利君紹介)(第一〇八〇号)
 一九 同外一件(高橋英吉君紹介)(第一〇九〇号)
- 二〇 同(高橋英吉君外一名紹介)(第一一〇号)
 二一 同外五件(高見三郎君紹介)(第一一一〇号)
 二二 同外六件(渡海元三郎君紹介)(第一一二〇号)
 二三 同外二件(中川俊思君紹介)(第一一三〇号)
 二四 同外三件(毛利松平君紹介)(第一一四〇号)
 二五 同外四件(八木徹雄君紹介)(第一一五〇号)
 二六 同外一件(八木徹雄君外八名紹介)(第一一六〇号)
 二七 同(大原亨君紹介)(第一一九〇号)
 二八 同(権熊三郎君紹介)(第一二〇〇号)
 二九 同外二件(砂原格君紹介)(第一二一〇号)
 三〇 同(高橋等君紹介)(第一二六〇号)
 三一 同外四件(安井吉典君紹介)(第一二五〇号)
 三二 同外十五件(秋田大助君紹介)(第一二六〇号)
 三三 同外五件(宇野宗佑君紹介)(第一二七〇号)
 三四 同外五件(草野一郎平君紹介)(第一二八〇号)
 三五 同(佐々木良作君紹介)(第一二九〇号)
 三六 同(権熊三郎君紹介)(第一三〇〇号)
 三七 同(鈴木正吾君紹介)(第一三〇一〇号)
 三八 同(永田亮一君紹介)(第一三〇二〇号)
- 三九 同(内海清君外一名紹介)(第一三〇三〇号)
 四〇 鳥取県日野町にテレビ放送局設置に関する請願(足鹿覺君紹介)(第一三五五号)
 四一 有線放送電話関係法の改正及び財政措置に関する請願外五十六件(安倍晋太郎君紹介)(第一三六〇号)
 四二 同(権熊三郎君紹介)(第一三六七〇号)
 四三 同外五件(堤康次郎君紹介)(第一三八〇号)
 四四 同外五十二件(星島二郎君紹介)(第一三九〇号)
 四五 同外八件(荒松清十郎君紹介)(第一四〇〇号)
 四六 同(権熊三郎君紹介)(第一四九〇号)
 四七 同外三十三件(谷垣專一君紹介)(第一五〇〇号)
 四八 同(濱地文平君紹介)(第一五一〇号)
 四九 同(細田義安君紹介)(第一五二〇号)
 五〇 同(上林山榮吉君紹介)(第一五三〇号)
 五一 同(権熊三郎君紹介)(第一五六〇号)
 五二 同外十九件(永田亮一君紹介)(第一五八〇号)
 五三 同外一件(福永健司君紹介)(第一五九〇号)
 五四 同外十件(松山千恵子君紹介)(第一六〇〇号)
 五五 同外八件(永山忠則君紹介)(第一六二〇号)
 五六 同(伊藤輝一君紹介)(第一六一〇号)

- 五七 同(前田義雄君紹介)(第三二二号)
- 五八 同外十五件(本名武君紹介)(第三二九号)
- 五九 同外三十四件(藤本捨助君紹介)(第三三〇号)
- 六〇 同(湯山勇君紹介)(第三三一号)
- 六一 同外一件(安平鹿一君紹介)(第三三二号)
- 六二 同外二件(重政蔵之君紹介)(第三三三号)
- 六三 有線放送電話関係法の改正及び財政措置に関する請願外四件(河本敏夫君紹介)(第三三七号)
- 六四 同外六件(有田喜一君紹介)(第三九七号)
- 六五 同外三件(芳賀貢君紹介)(第四六二号)
- 六六 郵便切手及び収入印紙等完さばき制度改正に関する請願(原茂君紹介)(第四四八号)
- 六七 有線放送電話関係法の改正及び財政措置に関する請願(権熊三郎君紹介)(第五四四号)
- 六八 同(野原正勝君紹介)(第五四五号)
- 六九 同外八件(小島徹三君紹介)(第七〇五号)
- 七〇 高知市に通信病院設置に関する請願(森本靖君紹介)(第八六九号)
- 七一 有線放送電話関係法の改正及び財政措置に関する請願(安藤寛君紹介)(第九六七号)
- 七二 同(富田健治君紹介)(第九六八号)

七三 同外百一件(羽田武嗣郎君紹介)(第九六九号)

(石炭対策特別委員会)

一 炭鉱労働者の雇用及び生活安定に関する請願外九十三件(岡田利春君紹介)(第八九二号)

二 同外三百五十九件(多賀谷貞稔君紹介)(第八九三三三)

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、昨日、本院は衆議院議員倉成正君、同中村寅太郎君及び参議院議員矢山有作君が畜産物価格審議会委員に就くことができることを議決した旨内閣に通知した。

一、昨日、本院は公安審査委員会委員に戸塚九一郎君及び矢部貞治君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、昨日、本院は電波監理審議会委員に松方三郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(通知書受領)

一、昨日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

千九百六十年及び千九百六十一年の関税及び貿易に関する一般協定の関税会議に関する二議定書等の締結について承認を求めるの件
通商に関する日本国とニュー・ギニアとの間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
一、昨日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

産業投資特別会計法の一部を改正する法律
郵政省設置法の一部を改正する法律

(常任委員辞任)

一、昨日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員
赤松 勇君 田中織之進君
片山 哲君 坂本 泰良君
矢尾喜三郎君 田中幾三郎君

大蔵委員
安藤 覺君 小川 平二君
金子 一平君 正示啓次郎君
藤枝 泉次君 久保田鶴松君
田原 春次君 藤原豊次郎君
伊藤 誠君 大高 康君
田邊 國男君 網島 正興君
松田 鐵蔵君 足鹿 覺君
中澤 茂一君 湯山 勇君

社会労働委員
海部 俊樹君 倉石 忠雄君
松田 鐵蔵君 渡邊 良夫君
赤松 勇君 安藤 覺君
大野 市郎君 木村 公平君
田中 幾三郎君 坪野 米男君
農林水産委員
伊藤 誠君 田邊 國男君
金子 一平君 藤枝 泉次郎君

農林水産委員
伊藤 誠君 田邊 國男君
金子 一平君 藤枝 泉次郎君

農林水産委員
伊藤 誠君 田邊 國男君
金子 一平君 藤枝 泉次郎君

農林水産委員
伊藤 誠君 田邊 國男君
金子 一平君 藤枝 泉次郎君

森本 靖君 島上善五郎君
田原 春次君 藤原豊次郎君

(常任委員補欠選任)

一、昨日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員
矢尾喜三郎君 坂本 泰良君
田中幾三郎君 田中織之進君
赤松 勇君 片山 哲君

大蔵委員
松田 鐵蔵君 網島 正興君
田邊 國男君 大高 康君
伊藤 誠君 湯山 勇君
中澤 茂一君 足鹿 覺君
藤枝 泉次君 正示啓次郎君
金子 一平君 小川 平二君
安藤 覺君 藤原豊次郎君
田原 春次君 久保田鶴松君

社会労働委員
大野 市郎君 木村 公平君
安藤 覺君 田中 幾三郎君
坪野 米男君 松田 鐵蔵君
海部 俊樹君 倉石 忠雄君
渡邊 良夫君 赤松 勇君

農林水産委員
藤枝 泉次郎君 金子 一平君
田邊 國男君 伊藤 誠君

農林水産委員
藤枝 泉次郎君 金子 一平君
田邊 國男君 伊藤 誠君

農林水産委員
藤枝 泉次郎君 金子 一平君
田邊 國男君 伊藤 誠君

(議案提出)
一、今日委員長から提出した議案は次の通りである。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)
(議案送付)
一、今日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
国会議員互助年金法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

(条約通知書受領)
一、昨日、参議院において次の件を議決した旨の通知書を受領した。

千九百六十年及び千九百六十一年の関税及び貿易に関する一般協定の関税会議に関する二議定書等の締結について承認を求めるの件
通商に関する日本国とニュー・ギニアとの間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

(議案通知書受領)
一、昨日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案

国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、第四十回国会開法第一三二一号)に関する報告書
一 議案の要旨及び目的
国民金融公庫の業務の円滑な運営に資するため、同行の資本金二百億円を二十億円増額して二百二

昭和三十七年九月二日 衆議院會議録第十二号(その一) 議案に関する報告書

十億円としようとするものである。

二 議案の修正議決理由

公庫の経営基盤の一層の強化に資するため、一般会計から二十億円を出資することは適切な措置であることを認めたが、施行期日について修正を行なう必要があるので、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、二十億円の出資が昭和三十七年度一般会計予算に計上されている。右報告する。

昭和三十七年九月一日

大蔵委員長 白井 莊一

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

(小字及び「」は修正)

国民金融公庫法の一部を改正する法律

国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「二百億円」を「二百二十億円」に改める。

附 則

公布の日

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(送料別)

発行所 東京都新宿区市谷本村町五番地
大蔵省印刷局 官報課
電話 東京 三三一(代)

昭和三十七年九月二日 衆議院會議録第十二号(その二) 議長の報告

三〇六

- 二、国の会計に関する件
三、税制に関する件
四、関税に関する件
五、金融に関する件
六、証券取引に関する件
七、外国為替に関する件
八、国有財産に関する件
九、専売事業に関する件
一〇、印刷事業に関する件
一一、造幣事業に関する件
- 文教委員会
一、学校教育に関する件
二、社会教育に関する件
三、体育に関する件
四、学術研究及び宗教に関する件
- 五、国際文化交流に関する件
六、文化財保護に関する件
- 社会労働委員会
一、生活保護法の一部を改正する法律案(八木一男君外十一名提出、第四十回国会衆法第九号)
二、最低賃金法案(勝間田清一君外十二名提出、第四十回国会衆法第一六号)
三、港湾労働者の雇用安定に関する法律案(五島虎雄君外十二名提出、第四十回国会衆法第二二号)
四、厚生関係及び労働関係の基本施策に関する件
- 五、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件
六、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件
- 農林水産委員会
一、沿岸漁業等振興法案(内閣提出、第四十回国会衆法第一四四号)
二、沿岸漁業振興法案(角屋堅次郎君外十二名提出、第三十九回国会衆法第一四号)
三、水産物の価格の安定等に関する法律案(角屋堅次郎君外十二名提出、第三十九回国会衆法第一五号)
四、水産業改良助長法案(角屋堅次郎君外十二名提出、第三十九回国会衆法第一六号)
五、南九州防災農業振興法案(川村純義君外二十一名提出、第四十回国会衆法第二二号)
六、南九州防災農業公団法案(川村純義君外二十一名提出、第四十回国会衆法第二二号)
七、土地改良区の財政の再建に関する特別措置法案(石田有全君外十四名提出、第四十回国会衆法第五号)
八、漁業基本法案(角屋堅次郎君外十一名提出、第四十回国会衆法第三六号)
- 九、農業取締法の一部を改正する法律案(井手以誠君外四十九名提出、衆法第六号)
一〇、農林水産業の振興に関する件
一一、農林水産物に関する件
一二、農林水産業団体に關する件
一三、農林水産金融に関する件
一四、農業災害補償に関する件
- 商工委員会
一、金属鉱産物価格安定臨時措置法案(多賀谷眞穂君外二十四名提出、第三十九回国会衆法第三一號)
二、金属鉱物資源開発助成法案(多賀谷眞穂君外二十四名提出、第三十九回国会衆法第三二號)
三、有明海開発促進法案(井手以誠君外二十一名提出、第四十回国会衆法第四号)
四、中小企業基本法案(松平忠久君外二十六名提出、第四十回国会衆法第二四号)
五、中小企業組織法案(松平忠久君外二十六名提出、第四十回国会衆法第二五号)
六、中小企業基本法案(宮澤胤勇君外二百三十五名提出、第四十回国会衆法第四二號)
七、通商産業の基本施策に関する件
- 八、経済総合計画に関する件
九、公益事業に関する件
一〇、鉱工業に関する件
一一、商業に関する件
一二、通商に関する件
一三、中小企業に関する件
一四、特許に関する件
一五、私的独占の禁止及び公正取引に関する件
一六、鉱業と一般公益との調整等に関する件
- 運輸委員会
一、鉄道軌道等の事業における公共負担の国庫負担等に関する法律案(久保三郎君外九名提出、第四十回国会衆法第二一號)
二、陸運に関する件
三、海運に関する件
四、航空に関する件
五、日本国有鉄道の経営に関する件
- 六、港湾に関する件
七、海上保安に関する件
八、観光に関する件
九、気象に関する件
- 通信委員会
一、郵政事業に関する件
二、郵政監察に関する件
三、電気通信に関する件
四、電波監理及び放送に関する件
- 建設委員会
一、街燈整備促進法案(川村純義君外十七名提出、第三十九回国会衆法第一一號)
二、地すべり等防止法の一部を改正する法律案(井手以誠君外四十九名提出、衆法第九号)
三、国土計画に関する件
四、地方計画に関する件
五、都市計画に関する件
六、河川に関する件
七、道路に関する件
八、住宅に関する件
九、建築に関する件
一〇、建設行政の基本施策に関する件
- 予算委員会
一、予算の実施状況に関する件
二、予算委員会運営の改善に関する件
- 決算委員会
昭和三十五年度一般会計
昭和三十五年度特別会計
昭和三十五年度国稅収納
金整理資金受払計算書
昭和三十五年度政府関係
機関決算書
一、昭和三十五年度国有財産増減及び現在額總計算書
三、昭和三十五年度国有財産無償貸付状況總計算書

昭和三十三年九月二日 衆議院會議録第十二号(その二) 議長の報告

- 四、昭和三十三年度物品増減及び現在額計算書
- 五、歳入歳出の実況に関する件
- 六、国有財産の増減及び現況に関する件
- 七、政府関係機関の経理に関する件
- 八、公団等が資本金の二分の一以上を出資している法人の会計に関する件
- 九、国又は公社が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件
- 一〇、国会の決算審査に関する件

- 衆議院運営委員会
 - 一、国会法等改正に関する件
 - 二、議長よりの諮問事項
 - 三、その他議院運営委員会の所管に属する事項
- 懲罰委員会
 - 一、懲罰制度に関する件
- 災害対策特別委員会
 - 一、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(角屋堅次郎君外四十九名提出、衆法第四号)
 - 二、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(角屋堅次郎君外四十九名提出、衆法第五号)
 - 三、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案(岡本隆二君外四十九名提出、衆法第七号)
 - 四、昭和三十三年七月及び八月の風水害による被災者の援護に関する特別措置法案(中村重光君外四十九名提出、衆法第八号)
 - 五、災害対策に関する件
- 公職選挙法改正に関する調査特別委員会
 - 一、公職選挙法改正に関する件
- 科学技術振興対策特別委員会
 - 一、科学技術振興対策に関する件
- 石炭対策特別委員会
 - 一、鉱山保安法の一部を改正する法律案(井手以誠君外四十九名提出、衆法第三号)
 - 二、ほた山崩壊防止法案(井手以誠君外四十九名提出、衆法第一〇号)
 - 三、石炭対策に関する件
- オリンピック東京大会準備促進特別委員会
 - 一、オリンピック東京大会準備促進に関する件
- (通知書受領)
 - 一、今日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

- 国会議員互助年金法の一部を改正する法律案(岡本隆二君外四十九名提出、衆法第七号)
- 栄養土法等の一部を改正する法律案(中村重光君外四十九名提出、衆法第八号)
- 医療法の一部を改正する法律案(中村重光君外四十九名提出、衆法第九号)
- 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(中村重光君外四十九名提出、衆法第十号)
- 一、今日、重宗参議院議長から清瀬議長宛、参議院は閉会中次の通り委員(会)が審査及び調査を継続することと議決した旨の通知書を受領した。
- 内閣委員会
 - 一、農林省設置法の一部を改正する法律案(第四十回国会開法第九号)
 - 二、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査
 - 三、国の防衛に関する調査
- 地方行政委員会
 - 一、地方行政の改革に関する調査
- 法務委員会
 - 一、会社更生法の一部を改正する法律案(参第六号)
 - 二、労働関係訴訟における労働組合の当事者適格に関する法律案(参第七号)
 - 三、検察及び裁判の運営等に関する調査
- 外務委員会
 - 一、国際情勢等に関する調査

- 大蔵委員会
 - 一、国民金融公庫法の一部を改正する法律案(第四十回国会開法第一三二号)
 - 二、租税及び金融等に関する調査
- 文教委員会
 - 一、教育、文化及び学術に関する調査
- 社会労働委員会
 - 一、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律を廃止する法律案(参第八号)
 - 二、社会保障制度に関する調査
 - 三、労働情勢に関する調査
- 農林水産委員会
 - 一、農林水産政策に関する調査
- 商工委員会
 - 一、小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案(参第一号)
 - 二、百貨店法の一部を改正する法律案(参第二号)
 - 三、商店街振興組合法の一部を改正する法律案(参第三号)
 - 四、産業貿易及び経済計画等に関する調査
- 運輸委員会
 - 一、運輸事情等に関する調査

- 通信委員会
 - 一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査
- 建設委員会
 - 一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査
- 予算委員会
 - 一、予算の執行状況に関する調査
- 決算委員会
 - 一、昭和三十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十三年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十三年度国庫収支決算、昭和三十三年度政府関係機関決算書
 - 二、昭和三十三年度物品増減及び現在額計算書
 - 三、昭和三十三年度国有財産増減及び現在額計算書
 - 四、昭和三十三年度国有財産無償貸付状況計算書
 - 五、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
- 議院運営委員会
 - 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件
- 科学技術振興対策特別委員会
 - 一、科学技術振興対策樹立に関する調査

昭和三十一年九月二日 衆議院會議録第十二号(その二) 議長の報告

オリンピック準備促進特別委員会

一、オリンピック東京大会準備促進に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

公職選挙法改正に関する特別委員会

一、公職選挙法改正に関する調査

査

エネルギー対策特別委員会

一、エネルギー対策樹立に関する調査

(常任委員辞任)

一、今日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

外務委員

稲村 隆一君 勝間田清一君

西尾 末廣君 猪俣 浩三君

中村 重光君 榑崎弥之助君

受田 新吉君

農林水産委員

榑崎弥之助君 稲村 隆一君

通信委員

受田 新吉君 西尾 末廣君

決算委員

芳賀 貢君 勝間田清一君

(常任委員補欠選任)

一、今日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

外務委員

榑崎弥之助君 猪俣 浩三君

受田 新吉君 中村 重光君

勝間田清一君 稲村 隆一君

西尾 末廣君

農林水産委員

稲村 隆一君 榑崎弥之助君

通信委員

西尾 末廣君 受田 新吉君

決算委員

勝間田清一君 芳賀 貢君

(議案送付)

一、今日、参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

一、今日、第四十回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を参議院に送付した。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、今日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

医療法の一部を改正する法律案

一、今日、参議院において、第四十回国会において本院で継続審査をした次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

一、今日、参議院において、第四十回国会において本院で継続審査をした次の同院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

栄養土法等の一部を改正する法律案